

# 東京防災計画緊急提言

2007.3.27

黒川紀章

建築家・都市計画家

日本景観学会会長

## ① 防災都市計画を直ちに実地する。

- 1) 地震後の火災延焼が死傷者の大半の原因なので、都内にできるだけ多くの常緑樹林帯（巾最低10m）及びミリフォレスト（常緑樹の密集林）をつくること。
- 2) これまでの実験から巾20m～100mの運河が延焼防止に役立つので、運河の埋め立てを直ちに止め、新しい運河をつくる。
- 3) 木造2階建ての倒壊が死傷者、特に老人、身障者、幼児死傷の原因なので、その耐震化、及び耐火構造への改築へ補助金を創設する。

## ② 東京に地域防災組織（互助）をつくる。

- 1) 江戸時代にあった火消組の組織（青年団、YMCO、消防団、自警国商店街組合、等）を組織化する。

2) 都心の夜間人口は減少しており、夜間の地域防災組織がつくりにくい。長期的に、低所得者住宅、介護住宅、等を都心に整備する。

3) 都心の職場が昼間の防災組織となるので、職場単位の防災チームの編成を企業に依頼する。

③ 都庁内に緊急防災出動チーム、緊急情報センター、衛星を使った緊急連絡システムを構築する。

④ 警視庁と自衛隊の緊急防災連絡会議を常設する。

⑤ 建築の耐震性を確保するため

1) 都の確認申請図書を電子ファイルとして永久保存する。

2) 一級建築士 イコール 営業許可ではない。命を守る営業としての一級建築士設計事務所を都への登録制から、審査による許可制とする。

⑥ 耐震性能を診断する。

1) 特に旧基準法による構造物については、地震による被害が考えられるので、まず耐震診断に都が助成する。

2) 構造物の長周期の振動解析がまだ研究の途中である。

今後、特に超高層構造物に対する安全性の研究を東京都がリーダーシップをもって進める。又、首都大学東京（国際東京大学と改名）内に防災研究所を設立する。

⑦ 埋立地、特に液状化が考えられる地域での建設計画は、確認申請の前に防災構造の審査をし、できるだけ建設を避ける。

⑧ 災害用、食料、水、医薬品のストックシステムの構築。

⑨ 災害発生後の緊急車両のための道路の確保を事前に計画。

⑩ 防災訓練日を年に4回設け、都自らが訓練を実地する。

以上